### <診断基準>

「有棘赤血球舞踏病」、「Mcleod 症候群」の確定診断例を対象とする。

## 1) 有棘赤血球舞踏病

### A:臨床所見

- 1) 好発年齢は若年成人(平均30歳代)であるが、発症年齢の分布は思春期から老年期に及び、緩徐に増悪する。
- 2) 常染色体劣性遺伝が基本である。優性遺伝形式に見えることもある。
- 3) 口周囲(口、舌、顔面、頬部など)の不随意運動が目立ち、自傷行為による唇、舌の咬傷を見ることが多い。咬唇や咬舌は初期には目立たないこともある。
- 4) 口舌不随意運動により、構音障害、嚥下障害を来たす。
- 5) 体幹四肢にみられる不随意運動は舞踏運動とジストニアを主体とする。
- 6) てんかんがみられることがある。
- 7) 脱抑制、強迫症状などの神経精神症状や認知障害がしばしば認められる。
- 8) 軸索障害を主体とする末梢神経障害があり、下肢遠位優位の筋萎縮、脱力、腱反射低下・消失をきたす。

## B:検査所見

- 1) 末梢血で有棘赤血球の増加をみる。
- 2)  $\beta$  リポタンパクは正常である。
- 3) 血清 CK 値の上昇を認めることが多い。
- 4) 頭部 MRI や CT で尾状核の萎縮、大脳皮質の軽度の萎縮を認める。

# C:確定診断

VPS13A遺伝子の遺伝子変異の検出による。

#### 2)Mcleod 症候群

### A: 臨床所見

- 1) 伴性劣性遺伝様式をとる。
- 2) 30-40 歳代に発症することが多い。
- 3) 舞踏運動を主とする不随意運動を口周囲、四肢体幹に認め、他にチック、ジストニア、パーキンソニズムを見ることもある。 咬唇や咬舌はほとんど認めない。
- 4) 軸索型末梢神経障害を大多数の症例で認め、腱反射は消失する。
- 5) 筋障害(四肢筋)を認める。
- 6) てんかんがみられることがある。
- 7) 統合失調症様精神病症状などの神経精神症状や認知障害をしばしば認める。
- 8) 心筋症や溶血性貧血、肝脾腫をしばしば認める。

### B:検査所見

- 1) 末梢血で有棘赤血球の増加をみる。
- 2)  $\beta$ リポタンパクの欠如がない。
- 3) 血清 CK 値の上昇を認める。
- 4) 針筋電図所見では筋原性、神経原性所見の双方を認めることがある。

- 5) 頭部 MRI や CT 像で尾状核の萎縮、大脳皮質の軽度の萎縮を認める。
- 6) 赤血球膜表面にある Kx 蛋白質の欠損と Kell 抗原の発現が著減している。

# C:確定診断

XK 遺伝子異常の検出による。

# <重症度分類>

機能的評価:Barthel Index

# 85 点以下を対象とする。

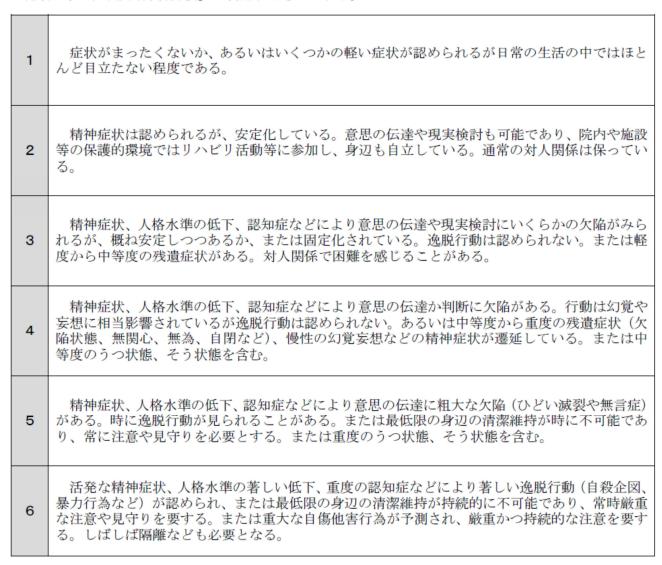
		質問内容	点数
	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
1		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
	車椅子か らベッドへ の移動	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
_		軽度の部分介助または監視を要する	10
2		座ることは可能であるがほぼ全介助	5
		全介助または不可能	0
•	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
3		部分介助または不可能	0
	トイレ動作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合は	10
,		その洗浄も含む)	10
4		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
5	入浴	自立	5
		部分介助または不可能	0
	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
6		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
6		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
	階段昇降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
7		介助または監視を要する	5
		不能	0
	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
8		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
	排便コント ロール	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
9		ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
		上記以外	0
10	排尿コント ロール	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
		ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
		上記以外	0

障害者総合支援法における障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて精神症状評価2以上若しくは能力障害評価2以上を対象とする。

# 1. 精神症状・能力障害二軸評価

# (1)精神症状評価

○ 精神症状の評価は、知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の 障害は、「(2)能力障害評価」で判定するものとする。



### (2)能力障害評価

- 判定に当たっては以下のことを考慮する。
  - ① 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
  - ② 保護的な環境(例えば入院・施設入所しているような状態)でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

	精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会 生活は普通に出来る。
1	<ul><li>○ 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。</li><li>○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。</li></ul>
	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
2	○ 「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。 ○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 ○ デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇 用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況 や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏 しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ない ことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の 再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしま うことは少ない。
	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援 を必要とする。
3	<ul> <li>○ 「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。</li> <li>○ 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。</li> </ul>
	炼物除字 加加除字之到从 口类火江北 计从入火江 (英) 1、火则 2、农(人) 2、人) 类时 大顿之 两十二
4	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。 ○ 「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
	精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。
5	<ul> <li>○ 「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。</li> <li>○ 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。</li> </ul>

# ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの 時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能な ものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。